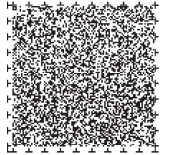


地域生活支援事業によるサービス



身体障害児・者、難病患者等の日常生活用具費の助成 身 難

身体障害者手帳を持っている重度の身体障害児・者、難病患者等の人が日常生活を営むうえでの不便を解消し、自力で生活を営むことを容易にするため、用具費を助成する制度です。種目と対象者は下表のとおりです。また、介護保険制度の要介護認定を受けている場合は、介護保険制度が優先となります。
※申請前に購入すると補助の対象になりません。事前に窓口へご相談ください。

●費用

市民税課税状況	利用者負担額
市民税課税世帯	用具費又は基準額の1割負担
市民税非課税世帯、生活保護受給世帯	基準額内の負担なし

※用具ごとに基準額があり、基準額の範囲内で助成します。

※世帯の範囲は、本人が18歳以上の場合は本人及び配偶者、本人が18歳未満の場合は保護者となります。

※対象者が18歳以上で世帯の中に当該年度（4月～6月は前年度）の市民税所得割額が46万円以上の人がいるときは、この制度による助成は受けられません。

●手続きに必要なもの

身体障害者手帳（難病患者等の人は、難病患者等診断書）、見積書、用具のカタログ等を窓口までお持ちください。

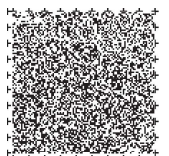
●窓口

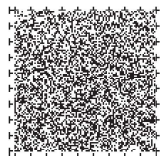
各福祉事業所社会福祉課（裏表紙に記載）

●種目と対象者

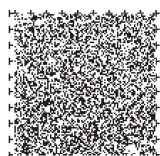
※：介護保険優先、者：身体障害者、児：身体障害児、難：難病患者等

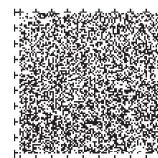
種 目	対 象 者	性 能 等
※特殊寝台 者 難	下肢又は体幹機能障害2級以上 難病患者等の場合は、寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具（サイドレール等）を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度の調整ができる機能を有するもの
※特殊マット 者 児 難	下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る）、障害児にあっては下肢又は体幹機能障害2級以上で原則として3歳以上 難病患者等の場合は、寝たきりの状態にある者	じょくそうの防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止するためマット（寝具）にビニール等の加工をしたもの
※特殊尿器 者 児 難	下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る）（原則として学齢児以上） 難病患者等の場合は、自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介助者が容易に使用できるもの
入浴担架 者 児 難	下肢若しくは体幹機能障害2級以上（入浴にあたって、家族等他人の介助を要する者に限る）（原則として3歳以上） 又は同程度の障害を有する難病患者等	障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの
※体位変換器 者 児 難	下肢又は体幹機能障害2級以上（下着交換等にあたって、家族等他人の介助を要する者に限る）（原則として学齢児以上） 難病患者等の場合は、寝たきりの状態にある者	介助者が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用できるもの



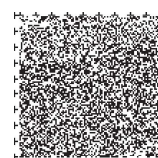


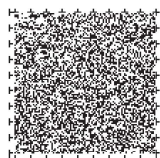
種 目	対 象 者	性 能 等
※移動用リフト 図 図 難	下肢又は体幹機能障害２級以上 (原則として３歳以上) 難病患者等の場合は、下肢又は体幹機能に障害のある者	介助者が重度身体障害者等を移動させるにあたって、容易に使用できるもの ※ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く
訓練いす 図 図 難	下肢若しくは体幹機能障害２級以上 (原則として３歳以上) 又は同程度の障害を有する難病患者等	原則として付属のテーブルをつけることができるものとする
訓練用ベッド 図 図 難	下肢又は体幹機能障害２級以上 (原則として学齢児以上) 難病患者等の場合は、下肢又は体幹機能に障害のある者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの
※入浴補助用具 図 図 難	下肢又は体幹機能に障害を有する者で、入浴に介助を必要とする者 (原則として３歳以上) 難病患者等の場合は、入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介助者が容易に使用できるもの ※ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く
※便器 図 図 難	下肢又は体幹機能障害２級以上 (原則として学齢児以上) 難病患者等の場合は、常時介護を要する者	障害者等が容易に使用できるもの(手すりをつけることができる) ※ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く
頭部保護帽 図 図 難	平衡機能、下肢若しくは体幹機能に障害を有し、必要と認められる者 又は同程度の障害を有する難病患者等	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの
T字状・棒状のつえ 図 図 難	平衡機能、下肢若しくは体幹機能に障害を有し、必要と認められる者 又は同程度の障害を有する難病患者等	障害者等が容易に使用できるもの
※移動・移乗支援用具 図 図 難	平衡機能、下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者 (原則として３歳以上) 又は同程度の障害を有する難病患者等	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること ア 障害者等の身体機能の状態を十分踏まえたもので、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする ※ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く
温水洗浄便座 図 図 難	上肢障害２級以上 (原則として学齢児以上) 難病患者等の場合は、上肢機能に障害のある者	取替式の便座(便器一体型を除く)であって、乾燥機能を有するもの ※ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く ※新築等による用具設置の場合については助成対象とならない
火災警報器 図 図 難	次のいずれかに該当する者 (１) 視覚障害２級以上 (２) 聴覚障害２級 (３) 下肢又は体幹機能障害２級以上 (４) 難病患者等の場合は、(１)から(３)のいずれかと同程度の障害を有する者 ※火災発生の感知または避難が著しく困難な障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、かつ、市民税非課税世帯に限る	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせることができるもの



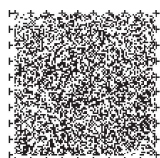


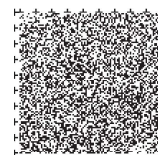
種 目	対 象 者	性 能 等
自動消火器 者 児 難	火災発生の感知及び避難が著しく困難な者であつて、次のいずれかに該当する者 (1) 視覚障害２級以上 (2) 聴覚障害２級 (3) 下肢又は体幹機能障害２級以上 (4) 難病患者等	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火することができるもの
電磁調理器（卓上式） 者 難	視覚障害２級以上又は同程度の障害を有する難病患者等（視覚障害者等のみの世帯及びこれに準する世帯で、かつ、市民税非課税世帯に限る）（１８歳以上）	視覚障害者等が容易に使用できるもの
歩行時間延長信号機 用小型送信機（カード 型送信機を含む） 者 児 難	視覚障害２級以上 （原則として学齢児以上） 又は同程度の障害を有する難病患者等	視覚障害者等が容易に使用できるもの
聴覚障害者用 屋内信号装置 者 難	聴覚障害２級以上又は同程度の障害を有する難病患者等	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの
透析液加温器 者 児 難	腎臓機能障害３級以上で、自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者（原則として３歳以上） 又は同程度の障害を有する難病患者等	透析液を加温し、一定温度に保つもの
ネブライザー（吸入器） 者 児 難	次のいずれかに該当する者 (1) 呼吸器機能障害３級以上 (2) 在宅で人工呼吸器を使用している身体障害者（ただし、加齢かつ廃用性症候群で気管切開をした等の理由により用具を必要とする者は除く） (3) 難病患者等の場合は、呼吸器機能に障害のある者又は在宅で人工呼吸器を使用している者	障害者等又は介助者が容易に使用できるもの
電気式たん吸引器 者 児 難	次のいずれかに該当する者 (1) 呼吸器機能障害３級以上 (2) 在宅で人工呼吸器を使用している身体障害者（ただし、加齢かつ廃用性症候群で気管切開をした等の理由により用具を必要とする者は除く） (3) 難病患者等の場合は、呼吸器機能に障害のある者又は在宅で人工呼吸器を使用している者	障害者等又は介助者が容易に使用できるもの
吸引器・ネブライザー 両用器 者 児 難	次のいずれかに該当する者 (1) 呼吸器機能障害３級以上 (2) 在宅で人工呼吸器を使用している身体障害者（ただし、加齢かつ廃用性症候群で気管切開をした等の理由により用具を必要とする者は除く） (3) 難病患者等の場合は、呼吸器機能に障害のある者又は在宅で人工呼吸器を使用している者	障害者等又は介助者が容易に使用できるもの
酸素ボンベ運搬車 者 難	呼吸器機能障害者又は同程度の障害を有する難病患者等で、医療保険における在宅酸素療法を行う者（１８歳以上）	障害者等が容易に使用できるもの



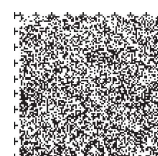


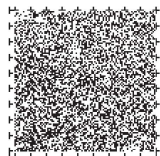
種 目	対 象 者	性 能 等
視覚障害者用体温計 (音声式) 図 図 難	視覚障害 2 級以上 又は同程度の障害を有する難病患者等	視覚障害者等が容易に使用できるもの
視覚障害者用体重計 図 難	視覚障害 2 級以上 (18 歳以上) 又は同程度の障害を有する難病患者等	視覚障害者等が容易に使用できるもの
視覚障害者用血圧計 (音声式) 図 難	視覚障害 2 級以上 (18 歳以上) 又は同程度の障害を有する難病患者等	視覚障害者等が容易に使用できるもの
パルスオキシメーター 図 図 難	呼吸器機能障害、心臓機能障害若しくは同程度の障害を有する者であって、在宅酸素療法を行っている又は人工呼吸器を装着している者 (呼吸器又は心臓機能障害以外の場合は医師が必要と認めた者) 難病患者等の場合は、在宅酸素療法を行っている又は人工呼吸器の装着が必要な者	脈拍数と経皮的動脈血酸素飽和度を測定でき、障害者等が容易に使用できるもの 難病患者等の場合は、真に必要なと認める場合に限り、呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有するもので、難病患者等が容易に使用できるもの
携帯用会話補助装置 図 図 難	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者で発声・発語に著しい障害を有する者 (原則として学齢児以上) 又は同程度の障害を有する難病患者等	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者等が容易に使用できるもの
情報・通信支援用具 図 図 難	上肢障害 2 級以上若しくは視覚障害 2 級以上で、必要と認められる者 又は同程度の障害を有する難病患者等	パーソナルコンピューターやタブレット端末又はスマートフォンを使用するにあたり障害特性に応じて必要となる周辺機器又はソフト等であって、障害者等が容易に使用できるもの
点字ディスプレイ 図 難	視覚障害 2 級以上で、必要と認められる者 (18 歳以上) 又は同程度の障害を有する難病患者等	文字等のコンピューター、タブレット端末又はスマートフォンの画面情報を点字等により示すことができるもの
点字器 図 図 難	点字による情報の入手が必要である視覚障害者 又は同程度の障害を有する難病患者等	視覚障害者等が容易に使用できるもの
点字タイプライター 図 図 難	視覚障害 2 級以上で、点字による情報の入手が必要である者 又は同程度の障害を有する難病患者等	視覚障害者等が容易に使用できるもの
視覚障害者用 ポータブルレコーダー 図 図 難	視覚障害 2 級以上 (原則として学齢児以上) 又は同程度の障害を有する難病患者等	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAI SY 方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者等が容易に使用できるもの
視覚障害者用 活字文書読上げ装置 図 図 難	視覚障害 2 級以上 (原則として学齢児以上) 又は同程度の障害を有する難病患者等	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者等が容易に使用できるもの
視覚障害者用 IC タグレコーダー 図 図 難	視覚障害 2 級以上 (原則として学齢児以上) 又は同程度の障害を有する難病患者等	取り付けた IC タグからその物品等の名称や情報を音声にて再生が可能な製品であって、視覚障害者等が容易に使用できるもの
障害者用 防災ベスト 図 図 難	障害等級 4 級以上又は同程度の障害を有する難病患者等で地震発災時の安全確保が困難若しくは避難が著しく困難な者	災害発生時、避難中に障害等の有無を明示できるもの





種 目	対 象 者	性 能 等
視覚障害者用読書器 (据置型・携帯型) ㊦ ㊧ ㊨	視覚障害者で、本装置により読書が可能になる者 (原則として学齢児以上) 又は同程度の障害を有する難病患者等	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの又は撮像した活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、障害児等が容易に使用できるもの
視覚障害者用 小型拡大読書器 (携帯用電子ルーペ) ㊦ ㊧ ㊨	視覚障害者で、本装置により文字等を読むことが可能になる者 (原則として学齢児以上) 又は同程度の障害を有する難病患者等	読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像を表示できるもので、容易に持ち運びのできるもの
聴覚障害者用印字 通信装置 ㊦ ㊧ ㊨	聴覚障害者若しくは発声・発語に著しい障害を有する者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者 (原則として学齢児以上) 又は同程度の障害を有する難病患者等 ※ただし、ファクシミリ(電話一体型含む)については、対象となる障害者等のみの世帯及びこれに準じる世帯で、かつ、市民税非課税世帯に限る	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者等が容易に使用できるもの
視覚障害者用時計 ㊦ ㊨	視覚障害2級以上(18歳以上) 又は同程度の障害を有する難病患者等	視覚障害者等が容易に使用できるもの
聴覚障害者用 情報受信装置 ㊦ ㊧ ㊨	聴覚障害者で、本装置によりテレビの視聴が可能になる者 又は同程度の障害を有する難病患者等	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者等が容易に使用できるもの
人工喉頭 (電気式喉頭) ㊦ ㊧ ㊨	音声機能若しくは言語機能障害者又は同程度の障害を有する難病患者等であって、喉頭摘出をした者又は発声筋麻痺等により音声を発することが困難な者で本装置により発声が可能になる者	顎下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの
埋込型用人工喉頭用 人工鼻 ㊦ ㊧ ㊨	音声機能若しくは言語機能障害者又は同程度の障害を有する難病患者等であって、喉頭摘出をした者又は発声筋麻痺等により音声を発することが困難な者で本装置により発声が可能になる者	気管孔に取り付けることで発声が可能となり、容易に使用できるもの
点字図書 ㊦ ㊧ ㊨	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者又は同程度の障害を有する難病患者等 (助成は年間6タイトル又は24巻を限度とする。 (ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。))	点字により作成された図書
人工内耳体外機 ㊦ ㊧ ㊨	聴覚障害者又は同程度の障害を有する難病患者等であって、現に人工内耳を装着している者(ただし、医療保険が適用される場合を除く。)	人工内耳用音声信号処理装置及び人工内耳用ヘッドセットであって、現に装着している人工内耳体外機が5年以上経過しているもの
人工内耳用電池 ㊦ ㊧ ㊨	聴覚障害者又は同程度の障害を有する難病患者等であって、現に人工内耳を装着している者	人工内耳用電池等で、次のア又はイのいずれかとする。 ア 人工内耳用ボタン電池 イ 人工内耳用充電器 及び充電機
暗所視支援眼鏡 ㊦ ㊧ ㊨	夜盲又は視野狭窄の症状を有する視覚障害者であって、白杖を使用した単独歩行が可能で、医師の意見書等で有用性及び安全性が認められる者。又は、同程度の障害を有する難病患者等。(実機を体験し助成が必要であると認められるものに限る。)	画像入力装置を見たいものにかざすことで、明るく拡大された画像等を目の前のモニターに映し出せるもの





種 目	対 象 者	性 能 等
ストマ装具 (消化器系・尿路系) 図 図 難	ストマ造設者	障害者等又は介助者が容易に使用できるもの
収尿器 図 図 難	ぼうこう機能障害又は脊椎損傷等を原因とする肢体不自由者で、高度の排尿機能障害のある者又は同程度の障害を有する難病患者等	障害者等又は介助者が容易に使用できるもの
紙おむつ等 (紙おむつ、洗腸用具、サラン・ガーゼ等衛生用品) 図 図 難	次のいずれかに該当する者 (原則として3歳以上) (1) ぼうこう機能障害若しくは直腸機能障害者又は同程度の障害を有する難病患者等であって、次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する者 (ア) 治療によって軽快の見込のないストマ周辺の著しい皮膚のびらん、ストマの変形のためストマ装具を装着できない者 (イ) 二分脊椎等先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障害による高度の排尿機能障害若しくは高度の排便機能障害のある者又は同程度の障害のある難病患者等 (ウ) 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者又は同程度の障害のある難病患者等 (2) 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿もしくは排便の意思表示が困難な者又は同程度の障害のある難病患者等で、現在及び将来に渡って紙おむつ以外での対応が困難な者	障害者等又は介助者が容易に使用できるもの ※助成対象外の方は「重度障害者(児)紙おむつ購入費」の助成を受けられる場合があります。 (しおり 46 ページ参照)
※居宅生活動作 補助用具 図 図 難	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)3級以上の者(原則として学齢児以上)難病患者等の場合は、下肢又は体幹機能に障害のある者	障害者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの (1) 手すりの取付け (2) 床段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) 玄関から道路までの通路部分などの屋外における住宅改修 (7) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修
防災ベッドフレーム 図 図 難	障害等級2級以上又は同程度の障害を有する難病患者等で、常に就床を要すると市長が認める者 ※昭和56年5月31日以前に建築した木造住宅又は同日において工事中であった木造住宅で、耐震評点が1.0未満のものに居住する者に限る	家屋倒壊時に就床者を保護する空間を確保する寝台付属品で、積載荷重5トン以上の性能を有するもの 防災支援用具
発電機等、人工呼吸器用 外部バッテリー 図 図 難	呼吸器機能障害者又は難病患者等であって、在宅で人工呼吸器、吸引器、酸素濃縮器など電気式の医療機器を使用している者	障害者等又は介助者が容易に使用でき、運搬可能なもの ア 正弦波インバーター発電機 イ ポータブル電源(蓄電池) ウ DC/ACインバーター(カーインバーター) エ 人工呼吸器用外部バッテリー ※人工呼吸器用外部バッテリーは、医療保険制度の対象とならない場合に限る 防災支援用具
情報機器 図 図 難	聴覚障害者、視覚障害者若しくは盲ろう者又は同程度の障害を有する難病患者等	障害者等が容易に使用できるもの 用具例:「テレビが聞ける」ラジオ・腕時計型受信機 防災支援用具

